

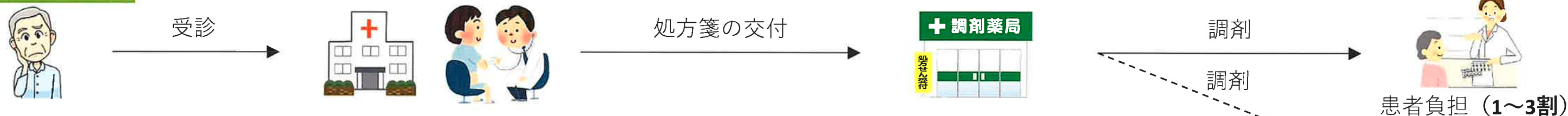
災害救助法適用地域における保険処方箋と災害処方箋の相違点

	保険処方箋	災害処方箋
根拠法	健康保険法、国民健康保険法ほか	災害救助法
処方箋の 交付場所	保険医療機関	救護所、避難所救護センターなど（すなわち、保険医療機関以外） ※日本赤十字社の救護班、DMAT（災害派遣医療チーム）、JMAT（日本医師会による災害医療チーム）など、ボランティアにより行われている診療
調剤の場所	保険薬局	救護所、避難所救護センター、モバイルファーマシー、保険薬局
処方箋の 記載内容	・ 保険者番号、被保険者証／被保険者手帳の記号／番号、患者名、保険医療機関、保険医、処方内容 など ①保険者番号などの記載がない場合 加入保険や事業所名（国保／後期高齢者医療制度の場合は住所）を確認し、調剤録に記載しておく。 ②保険医療機関の記載がない場合 患者に処方箋交付を受けた場所を確認する（救護所、避難所救護センター その他保険医療機関以外の場所であることが明らかな場合は、保険調剤として取り扱えない） ※処方箋は、通常様式によらない、医師の指示を記した文書等でも可	・ 災などの記号（災害医療に係る処方箋である旨） ・ 患者名、処方医、処方場所、処方内容 など ※通常様式の処方箋に明示することでも可
処方箋がない場合	事後的に処方箋発行されることを条件に、以下の要件のいずれにも該当する場合は保険調剤可 ア 交通の遮断、近隣の医療機関の診療状況等客観的にやむを得ない理由で、医師の診療を受けることができない イ 医師との電話やメモ等により処方内容が確認できる（医療機関と連絡が取れないときは、被災者であって、処方内容が安定した慢性疾患に係るものであることが、薬歴、お薬手帳、包装等により明らかであること）	規定なし
患者負担	法定どおり（1～3 割） （注：一部負担金の減免対象者であるかを要確認）	県市町と県薬剤師会との災害協定による（注：過去の事例を見る限り、患者負担は無いケースがほとんど）
費用請求先	保険者（審査支払機関経由）	県市町と県薬剤師会との災害協定による（処方場所の自治体）

災害発生時における医薬品の取扱いについて

〈R2.8熊本県薬務衛生課〉

(平常時)



災害救助法適用

(災害時)

①交通の遮断等客観的にやむをえない理由により、医師の診療を受けることができない場合など



②病院等が被災するなどで、必要な医療を受けることができない場合など



③災害のため、必要な薬剤が得られない場合など



急性期
被害大

災害時であっても、医療機関等が機能している場合は上記（平常時）の対応となるが、これにより難しい場合は以下の対応となる。

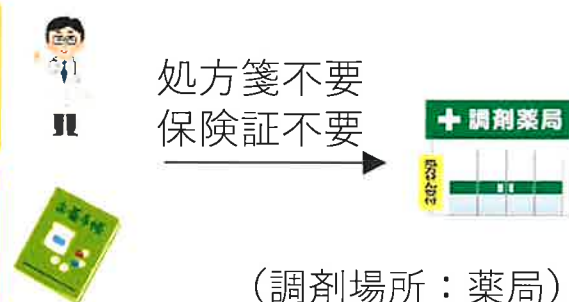
① 事後的に発行される処方箋による保険調剤

関係法令：薬機法、薬剤師法、健康保険法等

処方箋を持たない患者に対して、下記1)又は2)の場合に行う調剤薬局での保険調剤

1) 主治医（主治医と連絡が取れない場合は他の医師）との電話、FAX、メモ等により医師からの処方内容が確認できる場合
ただし、事後的な「処方箋発行」が必要

2) 医療機関と連絡が取れず、かつ、服薬中の薬剤を滅失等した患者であって処方内容が安定した慢性疾患であることが、薬歴、お薬手帳等により明らかな場合
ただし、事後的な「医師への処方内容確認」及び「処方箋発行」が必要



災害時の処方箋による

【処方薬の交付】

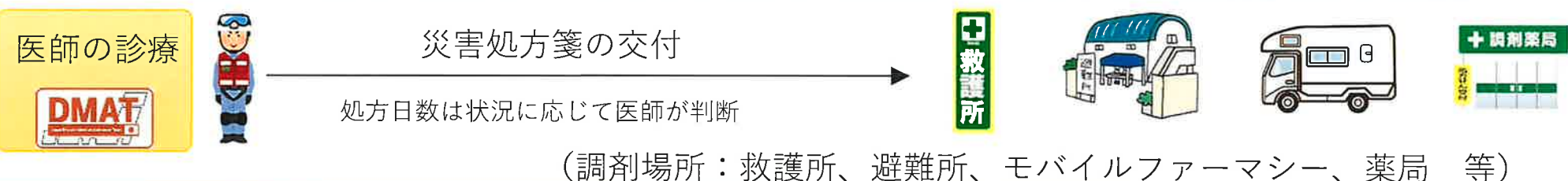


患者負担 (1~3割)
ただし、支払い不要となる場合もある。

② 災害処方箋による調剤

関係法令：薬機法、薬剤師法、災害救助法等

保険医療機関外（自宅、救護所等）で患者を診療した医師が発行する、災害処方箋に基づく調剤



【処方薬の交付】

又は
【医薬品の交付】



患者負担 無し

薬局等の労務費及び薬剤費は県が負担

③ 医薬品の交付（県と薬剤師会等との協定の範囲内）

関係法令：(薬機法)、薬剤師法、災害救助法等

主治医等との確認がとれない場合など、必要な薬剤が得られないことで生命にかかわる、または、日常生活に重大な支障をきたす場合、災害薬事コーディネーターと調整のうえ、調剤や被災者への医薬品（OTC含む）の交付ができる。

注）ただし、必要最小限の数量とし、薬剤服用歴、お薬手帳等を活用し、患者の服薬情報を確認、同意を得たうえで、十分な服薬指導を行い交付すること。

また、避難所運営者にOTCを交付する場合は、無管理状態とならないよう災害薬事コーディネーター等薬剤師が関与すること。

- ・病院、薬局、薬店等が被災し、閉店している場合
- ・孤立集落の住民に対しての医薬品の交付
- ・被災者の生命等のため緊急を要する場合等が想定される



ただし、災害救助法の支弁対象となることが前提のため、③については協定の範囲内であること